

# 当院の指定医療および施設基準

当院は厚生労働大臣が定める基準により、下記の事項を鹿児島県、九州厚生局に届出、許可を受けた病院です。

【令和8年3月1日現在】

医療指定	保険医療機関
	労災保険指定医療機関
	生活保護法指定医療機関
	障害者自立支援法（精神通院医療）指定医療機関
	特定疾患治療研究事業（難病）指定医療機関
	救急病院

施設基準認定	
	《基本診療料》
	療養病棟入院基本料 1 療養病棟療養環境改善加算 1 夜間看護加算
	地域包括ケア入院医療管理料 1 看護補助者配置加算
	診療録管理体制加算 3 データ提出加算 2・4 認知症ケア加算 3
	入退院支援加算 1 入院時支援加算有 後発医薬品使用体制加算 1
	機能強化加算 医療 DX 推進体制整備加算
	《特掲診療料》
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） がん治療連携指導料
	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
	麻酔管理料（Ⅰ） 在宅療養支援病院（支援病3） 神経学的検査
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料 26
	小児運動器疾患指導管理料 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
	CT 撮影（16列以上 64列未満マルチスライスCT）
	《食事療養》
	入院時食事療養（Ⅰ） （適時適温）
	《特定療養》
	特別の療養環境の提供の実施
	間歇スキャン式持続血糖測定器（リブレ）の実施

医療法人 あおぞら会 岩尾病院